

**国土交通省の対応**

国土交通省では、これまでも事故発生の度にバス事業者に対し点検を呼びかける等してきましたが、本日改めて関係者に対して通知を行いました。概要は、以下の通りです。

- ① バス事業者等への通知概要（公益社団法人日本バス協会を通じ通知又は運輸支局等から通知する）
  - サービスキャンペーンの対象の大・中型バスについて、車両床下部の点検を適切に実施すること。
  - 特に、製造年が平成 19 年以前の独立懸架車についてコールセンターから無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。
  - 点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。
  
- ② 整備事業者への通知概要
  - サービスキャンペーンの対象の大・中型バスについて、下回りの点検又は車検を行う場合には、ふそうが公表している「三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（整備者様向け）」を参考に適切に対応すること。
  
- ③ 独立行政法人自動車技術総合機構への通知概要
  - サービスキャンペーンの対象の大・中型バスの検査をする場合には、点検ハンマーによる打音検査等により車両床下部の錆による腐食の有無を確認するなど、適切な検査に遺漏のないこと。
  
- ④ 各地方運輸局及び運輸支局等への通知概要
  - 国土交通省自動車局整備課では、ふそうから運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等に通知するので、修理が完了するまで運行を中止するようバス事業者等を指導すること。